

# 琉球大学学術リポジトリ

## 復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、 防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393</a>

神龜返還  
（問）子防術上諸問題

新井  
元

10/5

新約法院、文部省、諫長ともに、  
沖縄の防衛とわが自衛権に関する統一論旨

(四一・九・二十四)



施政権と自衛権

○憲法上に認められている自衛権という本質は、・・・独立の国家として、主権の及ぶ範囲内におけるところのものに對して、われわれがみずから守るということであると思います。しこうしてこの潜在主権が認められておりますけれども、それだけでは今までのところ施政権が全部包括的に他にまかされておるわけですから自衛権の範囲にいかないということになると思ひます。(三三・一〇)

二三、三〇国会・衆・内閣委、岸總理)

新約法院、文部省、諫長ともに、  
沖縄は米国が施政権を持つておりまして、一切の施政権を持つております限りにおいて、その侵略に対してもつぱらアメリカがこれに当ることは当然であり、私は日本がこれに對して出動するといふことはあり得ないと思ひます。(三三・三・三一、二八国会・衆・内閣委、岸總理)

2 現制度下の沖縄と自衛権

○沖縄は米国が施政権を持つておりまして、一切の施政権を持つております限りにおいて、その侵略に対してもつぱらアメリカがこれに当ることは当然であり、私は日本がこれに對して出動するといふことはあり得ないと思ひます。(三三・三・三一、二八国会・衆・内閣委、岸總理)

○沖縄について一切の施政権をアメリカが持つてゐる現状におきましては、防衛の意味においては米軍によつて土地及び沖縄住民の安

全といふものは保障さるべきものであり、これは当然日本としてアメリカにそれを要求し、アメリカをしてそらせしめることは、日本政府としてはすべきことである。・・・一切の施政権をアメリカが持つてゐる以上は、土地及び人民の一切の安全を、アメリカの義務として、これが防衛を行なわしめるといふ以外に方法はないと思ひます。(右同)

○ 沖縄に万々一武力攻撃が起きたような場合、いまのようには施政権をアメリカが掌握している限り、憲法論、条約論、自衛隊法等によりまして、自衛権の発動、自衛隊の出動ができないことは当然であります。（四一・三・一六、五一国会・参・予算委、佐藤總理）

3 施政権者の防衛の放棄と自衛権

仮説の問題であります。かりにアメリカが全部そこを放棄して逃げた、これに對して全然防衛をしないといふ場合には、私は日本領土であるからこれに對する侵略に對しては、日本が租國防衛の意味から出でいくのは当然であらうと考えます。(三三・三一、

二八国会・衆・内閣委、岸總理)

#### 施政権の返還と自衛権

○ 施政権を渡しているということは、日本とアメリカの条約によつてできているわけですから、その条約上のアメリカの持つてゐる権利を、新たな条約でもつて日本にこれを譲るといいますか、日本に返すといいますか、するならば、その範囲内においては私は日本の自衛権というものが及んでいくのだ、・・・こういうふうに解釈すべきものであると思います。(三三・一〇・二三、三〇国会・衆・内閣委、岸總理)

○ アメリカと日本との条約によりまして・・・アメリカが日本の行動といふものを沖縄、小笠原で認めるということになれば、・・・アメリカがすでに施政権についての――施政権といふものは全体の包括だと思うのです。教育権とかなんとかいう問題でなしに、そ  
ういう範囲内において日本に施政権を返してくれる・・・こういうことに法律的には解釈すべきだと思います。(右同)

○ 平和条約三条といふものが、もしも条約でもつてあれ自身が変わることがあれば、そこには、現在ある姿から見れば、一部返還といふことも起り得る。理論的な可能性としてはあり得ると思ひます。(四一・四・二〇、五一国会・衆・外務委、高辻法制)

沖縄と自衛隊法上の「わが国」

○ 自衛隊法・・・における「わが国」という言葉の定義でござります。これは、・・・日本の領土主権の及ぶ範囲だと・・・思います。しかし、現実に沖縄、小笠原が入らないといふことは、平和条約第三条がありまして、日本が施政権を持つておりませんから、事实上日本の法令はああいう地域には今施行できないということになります。従つて、結果からいえば、・・・自衛隊法にいふ「わが国」は、現状においては施政権の及ぶ範囲と、こういうことになるわけあります。しかし、かりに沖縄、小笠原の施政権が全部または一部返還されました場合に、「わが国」・・・という言葉に沖縄、小笠原を含めるために、法律改正する必要があるかといふと、そういうことはあり得ない。(三四・三・一九、三一国会・参・予算委、

林法制)

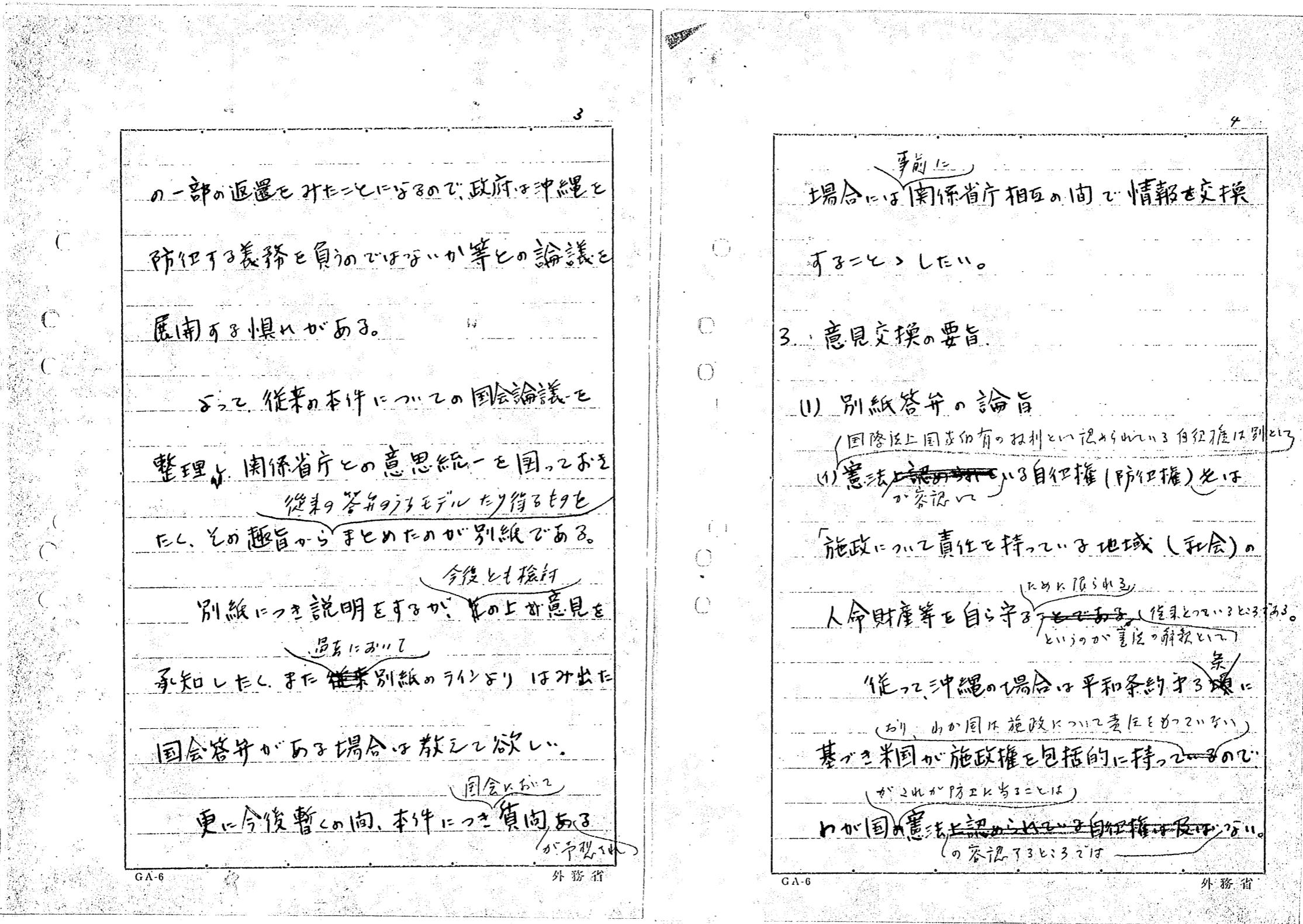
沖縄と安保条約上の「施政の下にある領域」

○ 今度の条約においては、この施政下の領域というのは、・・・包括的な施政権の返還を前提としております。一部の返還だけでは私は足りないと思想ですが、包括的な施政権といふ問題は、一〇〇%かといふことになれば、あるいは九十九%、九八%でもこれは施

政下の領域と認定し得る場合は、それはもちろんあると思います。  
しかし、観念としてはいわゆる包括的施政権が返還される、こういふことだと思います。（三五・五・七、三四国会・衆・安保条約等

特別委、林法制）

<p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">(左) 1952年 総理方 東山房</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;"><b>秘 無期限</b></p> <p style="margin-bottom: 0;">北米局長 参事官 北米課長 安全保障課長 法規課長</p> <p style="margin-bottom: 0;">沖縄の防衛と自衛権</p> <p style="margin-bottom: 0;">(昭41.10.5) (安全保障課)</p> <p style="margin-bottom: 0;">10月4日、法制局において同局一部長主催の下に、本件 につき打合せ会が行なわれたと=3.要旨下記のとおり。</p> <p style="margin-bottom: 0;">記</p> <p style="margin-bottom: 0;">1. 出席者 法制局一部長、角田参事官他1名</p> <p style="margin-bottom: 0;">防衛庁 法制調査官</p> <p style="margin-bottom: 0;">GA-5</p> <p style="margin-bottom: 0;">回覧表文外務省 米保 8.91</p>	<p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">2</p> <p style="margin-bottom: 0;">外務省 約法規、北米及び安保各課長他1名</p> <p style="margin-bottom: 0;">2. 会合の趣旨</p> <p style="margin-bottom: 0;">沖縄の防衛と自衛権については、従来より国会 で論議され、特に本年3月佐藤総理の本件につ いて答弁をめぐる論議が自然化したが、その後政府 より統一見解を発表し、一心論争に終止符が打た れた。しかししながら最近沖縄における教育権の 返還等が論議を呼んでいるところである。</p> <p style="margin-bottom: 0;">本件論争が再燃しかねない情勢にある。</p> <p style="margin-bottom: 0;">特に社会党では教育権が返還されば、施政権</p> <p style="margin-bottom: 0;">GA-6</p> <p style="margin-bottom: 0;">外務省</p>
---	---



(1) いかで施政権がどの程度返還され、いか  
わが国の自衛権は行使できか。従前の答弁に

おいては施政権の一部が返還された場合に  
範囲(1)について

おいても自衛権を行使し得るとの可能性を否定

しておどり、わが国が沖縄について施政  
するにあたる地域社会における責任  
に南下する責任を有するに足りない状況に沿ら

る限り自衛権は行使できないと解釈すべき  
である。

2. 教育権 (かどり権利があるか否かは

別問題として) ~~施政権~~ のいか返還

されただけでは自衛権は行使できない。また防衛  
オフミタ返還を是認するに際しては憲法根柢がある。  
(自衛権は、施政権に行使して誕生するセラモヒの概念)

(2) 施政権者の防衛の放棄と自衛権

別紙各項の答弁は同3 (施政権者の防衛の

放棄と自衛権) を除き前記(1)の論旨で貫か

れども。

別紙3に關しては米国が戦略上の

理由から一時沖縄を放棄又は全面撤退した

場合には施政権が返還されたか否か明確

でないが、自衛権の行使をどう説明するか?

その説明振りとしあは、施政権の明示の返

還ばせが施政権の実効が伴はざるる  
状況である（あたかも平和条約の項が消滅  
した状況に似る）から、わが國の沖縄に対する  
施政権が顯在化し、自徳權を行使  
せざるべきと解するが適当であろう。

成

KDK 通信 A 稿 No.1

昭四二

昨日、マニラに到着本日（1月5日）午後、藤井と先ず国防省官邸にて WU 博士と会談。当方がつも日本未日の在藤井は理訪米の結果に心配しある旨を述べて、九州の後、外相訪米後の沖縄問題に至る米側の問題整理方策の見通しについて、一般的な感想を耳を以て聞かせた。WU 博士は「如何と坦率をしてから」として、沖縄問題に関する国防省官邸 DENNIS DOOLIN 博士（WU 博士と同様アーバ研究所より）の来室を求める。WU 博士がり当方二点を DOOLIN 博士に語りた後、四人で約三十分間合談した。この会談の概要左の通り。

（註）WU 国防省官邸は本日午後半出席。日本未日の藤井は理訪の未だ韓国を訪問後、二東京にて到着の予定で出席直前の多忙

召時(昭和)喜んでおれ見る今

高木先生が韓國を訪問後、一東洋列島の事にて、出席直前多忙  
空暇を割いてわれれん会て見えたものである。

(4) 沖縄問題は、日米両国の大争い、韓国および四島を含む日本東の安全保障にとって極めて重要である。

(2) 今更に日本政府も十分認識しておられるようだと思う  
燃し米国の議会方面で

(2) 日本の税法と日本の税金の一部の意見がある。更に  
日本が保険料を支払う場合に適用すれば一年間の予告で保険料  
が免除される場合保険料は簡便で複数の方法は可りかく方法として  
支拂手段の適用をうなづく。

（うしろ沖縄返還問題に対する困難がある。また今後沖縄返還問題の解決が進むことの日本実業界に対する影響等も重視して政治的な立場から、如何の解決を多くと要する複数の意見が届いた。（註）右の先方の発言を耳にして感じたことは、またその階級からいつ感じられており、先方はやはり意識的、もしくはいかに沖縄地政権返還問題について、積極的意见の立場が、積極的意見の方が強いからでは何よりも指摘しなくてはと思う。

四そこで当方より、沖縄返還問題について最大の問題は核兵器の処理と基地の自由使用（基地自由化推進）との二点問題だと想つか。日本政府の原則的立場は立場として、これを改善の情勢に適合させよう、いわばストレートで表明するが、問題解決の範囲より思ひ出せば、どうかと、個人的な見解を述べた。

先方は「全くその通りだと思う」と個人的立場よりこれを肯定していく。

#### （この会談から受けた印象）

当方は沖縄地政権返還問題について、ヘンクンの反対意見を考慮している。少しだけ気持ちはこの会談に随分入り込めた。

（1）会談全体から受けた印象は、少しだけ個人的印象の点で程度ではあるが、真主義的立場の問題に対する印象であった。

（2）次し前記オーラーの系がられて沖縄地政権返還問題に対する考え方や、それなりの予想もあるが、岸井とては、どう印象であった。

（3）問題は当方、指摘し、先方より肯定した各トーンの表現の点であり、これが最も困謹があると思われる。無論かりにこれ以上に立つ問題ではないとも思える。

#### （筆記）

（1）本件より更にホワイトペーパー（国家安全保障会議 ASSEMBLY STATE MEMBER）によるモードアンプと会談する。

（2）岸井は沖縄返還問題の民間基盤の構築を抑制する観点から

卷之三

KDK 通信 A 特 No. 2

昭四四

本一。ハセヨリアセニシト、其ノ木ノハウスの手  
脇室にてて、国家安全保障會議の C E N T R A L M E M B E  
R リード・アレン博士と会談した。会談は旧友同士の極めて打ち解けた方  
圓気のうちに行なわれたが、会談の沖鶴也問題によると、先月から有見劍  
は顕著となり、問題を重視する状況が現れた。前後の問題は、  
今、会談内容は一応のこと、冲鶴問題につての会談の内容概要次へ  
通り。

（1）個人の立場冲縄問題に対する當方の個人的見解を承りてから、當方は個人の立場冲縄基盤の現状に今一度頭を加えておきたいと想つた。政府間の文書の既に行方不明となつた今日、私は個人的意見を差期した。

止まる」とを明示してやる。  
と述べた。

(1) 小題は現仕様のアリバード改訂より下すと後段の改修  
である。私見は元と個人的見解を主張する。未だ方  
考に及ばず、拙物故、沖縄小題は最も注意すべき問題  
である。

韓國台帳

当事者以外からくると、文書に圧力を加えるべきではない。本件が現在

の立場とよりて、何よりも大切であると見て免責の具体的な意見を述べ  
得る立場にある。

(註) 先方の「金屏文書」当時の文書に信頼して傍聴し採用し  
て止む所とする旨の意味を更に取扱。

（原）あれり、金屏の日本防衛努力について最近日本は海軍

力の増強の方針を決定されたるに附隨して、附隨しておるところの元々布

言ひました。

（三）以上の金屏の所は中韓問題について具体的な發言05.02.05.然れ  
ば、その中の中の月でまたこれの金屏の際の先方の眞剣な態度を観  
見て参考する所の印象を受けた。

(1) 先方は議会やスミソニアン通り中韓問題のアリケイト文書の発言を  
することを極度に恐れて極めて慎重な態度で、何回かに掛けて  
ようど一語も、終始口金屏を傍聴の教育が成るさうがならない  
結果に終りて、ようど一語も持り見方ばかり見る。

(2) 先方の「立派度はわれわれ日本人とつてお送りする所にはどうな  
いが、國の窮境がどうかとお体質から見てある程度の確信

を得ながら知れば、政府当事者はより政府主導はせりふづく換  
重び懇意でこの問題に対する態度を考へた。日本側は終始お詫びの意  
政府側を為す所にしておるところと限らず、とも元厚くおきあつて  
(註) おそれと運んで当方の実情のうえとおは昨日シド・ジョン  
太宰利略回談所長のアホードマーと水谷大蔵、今井研太郎、佐  
藤タクダ、今井博士。

(1) ハーツ総督は十月廿九日ト二〇の間より当方の事務局に同日午後  
の通達で出席するため來るとの旨、閣提督会に於け。(空席  
開設) フランクアンドモードの事務所にて其会外に在り

(2) 私が二ヶ月前迄は沖縄側でいろいろ見聞と奉衣したが、最近

はナガルシトウナードの実業上書いてない。十月八日会合などと連絡

せんとして待つ。一〇・一〇・一三訪問予定。

ヒートをめぐる A 持株の本店の記載もしてある。

またアレン博士の附記がある。長いものである。

(附記)

アレン博士と你当時の送りあい一般討論資料(二つ。ペーパー)

かよの玉次不天後への農情報告とての説明の持記すべきことである。

アレン博士は遅くも六月以後に沖縄の状況を聞いて新潟(実業界)に下りようとする。

秘

大日本通信 A 特 No.3

昭四四〇二〇於ワシントン

ジョン・エリス・マクダーリー戦略問題研究所にて開かれた会議で、沖縄問題に触れた  
部分の抄録

（1）マッカウル提督の態、ボイスカウト大会で行方不明を利用してこれら  
に会いに帰つた末大は、支那の方面で、政府による政治的現状に対する  
復讐に行動する必要があり、第三者的立場の調査、スコットを利敵し  
なさうとする必要がある。とくに米側の立場を述べるためにどうだらう。  
私はよく理解できなかつたが、この点では、岸村元提督と同意見だと思  
つていい。

マッカウル博士は、沖縄への核攻撃は反対論者で地域的核抑止  
力の必要な主張者とのことは周知通りであるが、今日の会議では、  
（1）今後時期に日本より沖縄の返還を急ぐのは、政治的にも、軍事的にも、  
また、経済的にも不利ではないとする。現在沖縄のままやめにせず、逐  
後、沖縄経済の前途を憂え、過早の返還は及ばず。一方、日本  
の大新聞に警告を出したことから断り難いと、日本の大新聞の庄ヶ崎が  
おかしいと述べたが、一面日本が国民感情を無視するわけにはい  
かねない悪政を示していだ。

（2）当方より、沖縄の終焉本邦の不足を指摘し、現在の体制では基地終焉の  
兆候と民衆との直接衝突が起つて不祥事態が発生するようだと  
ちるると、国民感情を制御して爆弾的な憲法を説教する虞がある。而して  
必ずしも本土から警戒空隊を派遣する前にするがためにそれを  
施政改めに遅れなければならないことに、基地へ現状に着いた変化を今  
しないこと（前提）と指摘した所、先方はこれを止めたいと答へ

三番食の席では、先ず沖縄基地部の性格の問題とされ、それが、（左の方は  
左の方は、教授人教授人沖縄基地部の立場の、何が批判的、核問題上、軍の世論も  
よし政府の立場を胀らせる。立場（左側）は、民主主義政

右の該書論と併せて、たゞが問題とされ、要ややの才をもつて、  
の減少の問題などと論じられて、沖縄の核攻撃と本土主導の日本側の主張を非  
議した人間として、記された。

沖縄文部省結果如何日本政の政策立場は、又は影響の重太性は、  
今に認識しておこう。

日本アーリイ博士は、米国経済界が、日本力を弱めることと條件と  
して、日本は、移出を本益共と核算する可能性があるかとの質問をして、これに  
沖縄問題と在沖問題と割別の問題と考ふる旨、本側の立場にして、米  
国側は、兩者を切り離して行ふことを主張をとらんとするではないかと疑わし  
める所である。

以上

人との通信

昭和四〇年六月二日

松井シンドン

本日、OINと共に、ヨーロッパ大半の領事問題研究会を訪問先方の招待  
する昼食時間を取りて、13:00から14:00の間、諸先生、アンドリュー  
博士および研考士は、エラス・ハーリング博士と会談した。

その間本研考所院裁ハーリング提督も、オイスカウト大公の行事へ同間を利  
用して短時間研考所へ帰り、既にそれから会議室で部屋にてて来きて挨拶の  
上、意見を交換した。

アンドリュー博士、エラス・ハーリング博士との会談の概要次の通り

アンドリュー博士との会談

アンドリュー博士は現在この研究会の取組んでる研究テーマを説明し  
たが既に研究を完成したものと含めて、全世界に亘って米国の政略動  
向、重要と思われる諸問題を悉く取上げており、ついては、元  
々の年次公報や、アーヴィング博士の「年次公報」(全マサチューセッツ州)  
取上げられた。

エラス・ハーリング博士との会談

エラス・ハーリング博士が西太平洋地域と日本関係と当面重要な研考問題  
としている実情と、当面の日本政策を生じて同博士の見解を本研考所概要  
次第より彼の見解を披瀝した。

(1) 世界情勢は、10年前に比較して著しく変化した。米ソの二大勢力による  
自由共産世界に対する大配力と表れつつある。核もまたまた実際には  
侵入する準備と決して外的の政治的影響圏に限られるので意味がない  
却つて征米空襲の重要性が増大してきた。

(2) 米国の立場は、今見直す。假令それが政治的効果に限られるとして、ソ連の  
ソシミカル(ソシミカル)の外洋路修築の実現は米側の第一聲(復興能  
力復活)の再燃をもたらす。

No.1

(1) 海軍の走合化(主艦隊の各艦種を統一して、即ち建艦能力の

シ

(2) 米海軍の支支銀庫に本る疑問(左右津作エヌアーナスミス著)

など)

(2) 米経済の立ち退き難(株主はいたる苦々直の計画が実現しない)

など(貿易戦略上、アリナリ問題が多い)

これら、トマホーク凱旋の負担過重の事と、米国が如何してトマホー

クの負担を軽減するか甚しそうな現状である。

(3) こうした情勢下で世界情勢の膨大の危機は近づく。イギリスとソ連

との戦争は、既治んだ事の手と貢へない大戦になり、なんとかアフリカ

方面はセイムチも貢入方へ行く。

米ノ共に近東情勢の傾向は如何して、それが獨裁的事件や、干渉政策等、近東の抗争者や、冒険行為が米またはソ連収益を増して、何

か一方が米またはソ連海軍にて、挑発したすれ合はれはあらくなる。そ

こが最大の危険である。

而も、ヨ連の地中海艦隊は數量においては米大艦隊に及ばないが、質

とくに駆逐艦の性能において、西洋艦隊のそれを持つてゐる。

(4) かかる一般情勢の観て、米國は日本に期待する限り極めて多く、日本

提携協力が是非必要である。就中日本の應太生造船能力と日本海軍の

質(人の要素の優秀性を指摘)の高まりと、新銃砲力等海軍の建設に

期待される所である。(詳、これはマックダイト博士の持論であり、提督を統

制下復くこの研究所の基本的立場によつても思ふが、確然一望である)

航空兵力(とも同様こと)が言えるが、日本の軍事力の増大は日本以外の

ヨーロッパ諸國を驚かせ生じ虞れのめぐり、程度はそれなりとほゞは

も少く、例へば航空兵力不足はひどく、且国防衛の範圍止むるが、

その戰略行動は已今(GHM型は性能の極めて優秀)に詮詮である。

(5) 日本の協力は、歸る不協力ではなくてはなりぬ、然し米國政府の対日政策

は、庄方に立てる。一方で自由貿易を要求するから、他方では、日本側の庄

の立場は、大抵は、送金する為不必要であるが、米國經濟の財政要求

は他の問題と連絡を考慮せしめ政治と之と並んで精神が惹かれる事  
は民主主義政治の福音としるものである。

註)以下沖縄問題に就けたが、双方の立場を述べてより政治

在間の泰勝公算大失敗判決の後、將軍を承認する時期である。双

方共に意識的に洋々として避けていた。

三、アーヴィング博士との食食席上の会談  
昼食の席上では沖縄問題中、久保玉瀬等外交問題など話題で  
双方ともに当方の主張を質問する。説明役久保が先方の質問に  
て自分の問題についての見解などを特記すべきである。

以上